

ウールブレス ニュース

平成 25 年 1 月 24 日

お客様各位



株式会社 アイティエヌジャパン
〒639-1123 奈良県大和郡山市高井町728-1 三陽ビル2F
TEL:0743-59-0569 FAX:0743-59-0432
Email: itnjapan@itnjapan.com

低炭素認定制度について（ご参考資料）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社、羊毛断熱材「ウールブレス」に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

下記の通り平成 24 年 12 月 4 日に施行されました「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、「低炭素住宅」に認定制度が始動しました。この認定は、都市そのものを低炭素化＝CO²排出量が少ない構造に変えることを目的とし、建築意欲を促すために、住宅ローン減税などのいくつかの優遇策を受けられる制度です。また、「ウールブレス」は、低炭素認定制度に対応した断熱材になります。

今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。貴社のますますのご発展を心より祈念申し上げます。

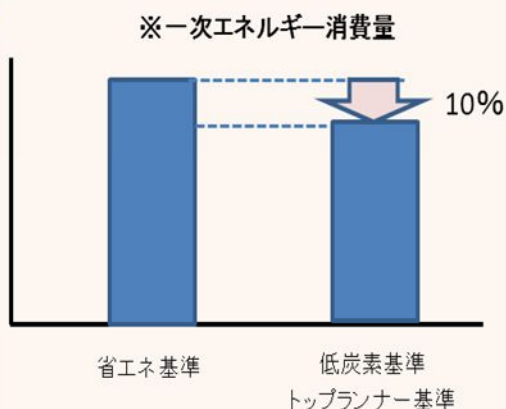
敬具

記

1. 対象となる住宅

- ①省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量（冷暖房・換気・照明・給湯）が-10%以上となること。
- ②その他の低炭素化に資する措置が講じられていること。

①省エネルギー性に関する基準



②その他の低炭素化に資する措置に関する基準

※①～⑧の8項目から2項目以上を選択する。

節水対策

- ①節水に役立つ設備機器を採用
- ②雨水・井水・雑排水を利用する設備を配置

エネルギーマネジメント

- ③HEMSを設置
- ④定置型の蓄電池を設置

ヒートアイランド対策

- ⑤緑化などヒートアイランド対策を講じる

躯体の低炭素化

- ⑥住宅品質確保促進法に基づく劣化軽減措置を実施
- ⑦木造建物であること
- ⑧高炉セメントなどを使用

※新築住宅に限る

低炭素基準 ウールブレス対応表				
省エネ基準	部位	地域	必要熱抵抗値を クリアしている商品	木造住宅
				必要熱抵抗値
次世代省エネ基準 (等級4) 木造住宅	屋根	II～V 地域	V-200R	4.6
	天井			4.0
	壁	II～V 地域	V-200R V-120R V-100R R-110 N-100	2.2
	床			II 地域
		III～V 地域	III～V 地域	V-200R V-120R V-100FR V-100R R-110 N-100

※断熱性能を他の部位で補完する方法トレードオフ規定（III地域～V地域）

これを使用することにより、屋根又は天井の仕様を必要熱抵抗値の2分の1に軽減することができます。

2. 優遇措置

【住宅ローン減税】

入居年	住宅の種類	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	累計最大控除額
2013年	低炭素/長期優良住宅	3000万円	10年	1.0%	300万円
	一般住宅	2000万円			200万円

※平成25年12月31日までに入居した者が対象

3. 低炭素住宅認定の手順

● 事前審査の場合

建築主（事前審査申請）→登録住宅性能評価機関（適合証明の公布）

→建築主（認定申請）→所管行政庁→認定書交付

● 事前審査をしない場合

建築主→所管行政庁→認定書交付

※長期優良住宅の認定制度と基本的に同じ

以上